

令和4年度旭川市農業委員会第4回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和4年7月25日(月曜日)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時44分閉会
- 3 開催場所 旭川市農業センター ホール
- 4 出席委員 18名

1番・北原 浩美	2番・鹿野 直子	3番・柿木 和恵	4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一	6番・外川 守	8番・高倉 伸淳	9番・松木 一幸
10番・宮嶋 睦子	11番・平 克洋	12番・鷺尾 勲	13番・浅沼 博実
14番・只石 博幸	15番・一宮 敏昭	16番・清水 利秋	17番・石尾 卓也
18番・山田 孝	19番・滝川 岳雪		
- 5 欠席委員 7番・湯浅 光二
- 6 事務局職員 野谷事務局長 小浜事務局次長 西村副主幹
大谷副主幹 稲場主査 荒主査
石山主任 正部川主任 遠藤主任
川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 17番・石尾 卓也 1番・北原 浩美
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について
 - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (7) 報告第3号 あっせん候補者の登録について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和4年度旭川市農業委員会第4回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員は、18名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から説明いたします。
- 事務局（小浜事務局次長） 事務局。
- 御報告申し上げます。本日の部会に、7番湯浅委員から、欠席する旨の届出がございました。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 17番石尾委員、1番北原委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
- また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページおよび2ページでございます。
- 御審議いただきますのは、全て所有権移転で3件、地区の内訳は東鷹栖地区1件、永山地区1件、東旭川地区1件となっております。
- 内容でございますが、番号1番と番号3番が譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件、番号2番が譲渡人が所有する農地を譲受人へ贈与し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- いずれも、議案補足資料1ページから3ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
- 御意見、御質問ございませんか。
- 委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（石山主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の3ページを御覧ください。
本件の転用目的は、議案第1号番号3番で取得した農地を耕作するに当たり、農道及び農業機械等の駐機場を設置するものであります。
続いて、議案補足資料4ページの位置図を御覧ください。申請地は東旭川駅から西南西へ約1.2kmに位置します。
次に、資料5ページの土地利用計画図を御覧ください。申請地には農道及び駐機場が設置される計画です。
審査の内容につきましては、資料6ページの総括表に簡潔にまとめてあります。
詳しくは資料7ページ及び8ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは5ページないし15ページでございます。
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が5件、利用権設定の賃貸借が

13件で、合計は18件となります。地区別の内訳でございますが、所有権移転の5件は、永山地区4件、東旭川地区1件となっております。

賃貸借の13件につきましては、永山地区2件、江神地区2件、東旭川地区9件となっております。

集積面積は、所有権移転が10.6ha、利用権設定の賃貸借が28.2ha、合計38.8haでございます。

いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしていると認められることから、議案の内容に基づいて農用地利用集積計画案を策定いたしました。

なお、議案に記載の面積につきましては、所有権移転や利用権設定においては御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後の報告事項にございます農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の面積を記載しております。

したがって、登記面積の変更や内地番の見直しなどによって、記載される面積が異なる場合がありますことを御承知おきください。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

賃貸借の番号13番につきましては、鹿野委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（鹿野 直子） （退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任） 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

議案の15ページ、賃貸借の番号13番につきましては、借主を変更する案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、賃貸借の番号13番について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、賃貸借の番号13番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

- 委員（鹿野 直子） （着席）
- 議長（山田 孝） 鹿野委員が関係する案件について、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明願います。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
それでは、他の案件の内容について御説明いたします。
所有権移転の番号1番および2番については、農地移動適正化あっせん事業による売買、番号3番ないし5番については農地保有合理化事業による売渡しでございます。
利用権設定の内、議事参与制限の1件を除いた賃貸借12件の内容別の内訳につきましては、期間満了による再設定が7件、借主変更が1件、解約再設定が1件、老齢や稼働力不足などを理由とした新規案件が3件となっております。
このうち、賃貸借の番号6番の持分と所有者の表記についてですが、当初は3人がそれぞれの持分毎に所有権を有していたのですが、その内の1人が死亡し、その死亡者の持分が相続未登記であるため、法定相続人3人で4,020/10,000の法定相続分を有しているという意味で、議案のとおり表記としております。
なお、この後に報告します報告第1号番号2番にも同様の表記がございますため、御承知おきください。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号1番ないし5番、賃貸借の番号1番ないし12番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、議案第3号について異議なしと認め、計画を決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（正部川主任） 事務局。
日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは17ページおよび18ページでございます。

永山地区、江神地区、西神楽地区で各1件、東旭川地区で3件、合計で6件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は、番号6番は願出のとおり農地、その他の案件につきましては願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり農地、非農地とすることに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは19ページから21ページでございます。
本件につきましては合計4件の届出があり、地区は全て東旭川地区となっております。
届出の内訳としましては、全体が相続による所有権の取得でございます。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主 査） 事務局。
日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは23ページおよび24ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、永山地区で2件、東旭川地区で1件、合計で3件ございました。

これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問などはございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲 場 主 査） 事務局。
日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の25ページを御覧ください。

本件につきましては、西神楽地区で1件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) それでは、報告第3号を終わります。

○議長 (山田 孝) 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。
これもちまして、令和4年度旭川市農業委員会第4回定例農地部会を閉
会いたします。